

出願商標「浅間山」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 25(行ケ)10332・平成 26 年 7 月 30 日（2 部）判決＜請求棄却＞⇒特許ニュース No. 13809

【キーワード】

商品の産地・販売地（商標法 3 条 1 項 3 号），地名と指定商品，浅間山（著名性）

【事案の概要】

本件は，商標出願に対する拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は，商標法 3 条 1 項 3 号該当性である。

1 本願商標

本願商標は，「浅間山」の文字を標準文字により表してなり，第 3 2 類「ビール，清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース，ビール製造用ホップエキス，乳清飲料」を指定商品（本願指定商品）として，平成 2 4 年 4 月 2 4 日に登録出願されたものである。

2 特許庁における手続の経緯等

原告（浅間酒造株式会社）は，平成 2 4 年 4 月 2 4 日に本願商標の登録出願をしたが，平成 2 5 年 2 月 5 日付け拒絶査定を受けたので，同年 5 月 8 日，審判請求をした（不服 2 0 1 3 - 8 3 3 5 号）。

特許庁は，平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，同審決謄本は，同年 1 1 月 1 2 日に原告に送達された。

3 審決の要旨

審決は，本願商標を本願指定商品に使用するときは，「長野・群馬両県にまたがる活火山である浅間山の地域」で生産，販売されているものであることを認識させるとみるのが相当であり，本願商標は，単に商品の産地・販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであるから，商標法 3 条 1 項 3 号に該当すると判断した。

理由の要点は，以下のとおりである。

本願商標は，「浅間山」の文字を標準文字により表してなるところ，該文字は「長野・群馬両県にまたがる三重式の活火山。」を指称するもの（広辞苑第 6 版）である。そして，当該活火山は，複数の登山道を有し，その麓には観光地が点在し，「浅間山」が観光の名所として広く紹介されている。

すなわち，「浅間山」南麓の長野県側に位置する「軽井沢」においては，軽井沢観光協会公式ホームページに，「軽井沢を知る」の項で「浅間山の自然」として「浅間山」が紹介され，また，群馬県側に位置する「嬭恋村」のウェブサイトには，「嬭恋村の観光」の項で「花だより・花図鑑，浅間山周辺」として「浅間山」の周辺における花が紹介され，さらに，登山道を有する長野県小諸市のウェブサイトにおいては，「小諸市観光案内」の「主な観光地のご紹介」として，一番上に「浅間山」が紹介されている。そして，小諸市のウェブ

サイトには、小諸市が作成した観光パンフレットが複数掲載されており、それらの中に「浅間山」の地域に特化した「上信越高原国立公園 浅間連峰 浅間山登山」のパンフレットが存在するなど、「浅間山」が各地域の観光のシンボルとして利用されている実情がある。

ところで、観光地では、各種土産物や特産品が販売されているところ、本願指定商品との関係においても、地域の特性を生かした「地ビール」や「ミネラルウォーター」などの販売が一般的に行われており、上記「浅間山」の周辺地域においても、①「麗人酒造（諏訪市）は20日、独自ブランドの地ビールで初めて缶入りの製品を発売する。これまでは瓶詰だけだったが、商品のラインアップを拡充することで『酒蔵が造る地ビール』という特色を積極的にアピール。従来の『諏訪浪漫（ろまん）』に加え、『善光寺浪漫』『浅間山浪漫』の地域限定デザイン缶も投入し、観光地での需要を掘り起こす」という信越観光ナビのウェブサイトの記載、②「『奥軽井沢の天然水』は日本百名山で有名な浅間山・吾妻山（四阿山）・白根山などの標高2000m級の山々が連なる緑豊かな孀恋高原で採水し、非加熱無菌パック充填致しております。」という楽天市場のウェブサイトの記載、③「御代田町商工会では、平成19年度の長野県の『地域発 元気づくり支援金』事業を活用し、浅間山の鉄分豊富な水質を活用した水を開発しました。」という御代田町商工会のウェブサイトにおける「浅間山鉄分湧水」の商品説明の記載から明らかなように、地ビールやミネラルウォーターが生産・販売されていることが認められる。

したがって、本願商標を本願指定商品に使用するときは、「長野・群馬両県にまたがる活火山である浅間山の地域」で生産、販売されているものであることを認識させるとみるのが相当であり、本願商標は、単に商品の産地・販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであるから、商標法3条1項3号に該当する。

【判 断】

1 本願商標について

- (1) 本願商標は、「浅間山」の文字を標準文字により表してなる。
- (2) 本願商標の指定商品は、第32類「ビール、清涼飲料水、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料」である。

2 商標法3条1項3号該当性について

商標登録出願に係る商標が、商標法3条1項3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りるというべきである（最高裁昭和61年1月23日第一小法廷判決・裁判集民事147号7頁）。

よって、審決時において、本願商標が、指定商品の産地又は販売地を表すものと取引者、需要者に認識されている場合はもとより、指定商品そのものの産地又は販売地として取引者、需要者に認識されていなくても、指定商品に付したときにその産地又は販売地を表すものと認識される場合には、その商標は商標法3条1項3号に該当するものと解するのが相当である。

3 「浅間山」について

(1) 「浅間山」という3文字の漢字で構成される標章の称呼としては、「あさまやま」、「せんげんやま」、「せんげんざん」などが考えられるところ、日本において、「浅間山」という3文字の漢字で表記される山は、三省堂「日本山名事典（改訂版）」（甲4）によれば、群馬県吾妻郡嬭恋村と長野県北佐久郡軽井沢町・同郡御代田町にまたがる標高2568mの浅間山を含め、少なくとも31座存在すると認められる。

そして、上記事典中の、東京都府中市浅間町に位置する標高80mの浅間山は、府中市及び府中観光協会のホームページで観光スポットとして紹介されている（甲14, 15）。また、神奈川県伊勢原市と秦野市の境に位置する標高680mの浅間山は、秦野市観光協会のホームページでハイキングコースとして紹介されている（甲16）。神奈川県平塚市と中郡大磯町の境に位置する標高181mの浅間山は、平塚市観光協会のホームページで観光史跡として紹介されている（甲17）。神奈川県足柄下郡箱根町に位置する標高802mの浅間山は、箱根町及び箱根町観光情報ポータルサイトのホームページにおいて、文化財の1つないしハイキングコースとして紹介されている（甲18ないし20）。三重県志摩市と度会郡南伊勢町の境に位置する標高182mの浅間山は、三重県観光連盟及び南伊勢町のホームページにおいて、観光スポットとして紹介されている（甲21, 22）。上記事典に記載されていないが、茨城県かすみがうら市と石岡市との境に位置する標高344.6mの浅間山は、Wikipediaに掲載され（甲13）、ハイキングコースとしてかすみがうら市観光協会のホームページで紹介されている（甲12）。

しかしながら、「日本山名事典」は山に関する百科事典であり、登山家や山の研究者といった山についての関心が高い者以外の一般人が、通常、目にする書籍とは認められないし、各自治体や観光協会のホームページの記載も、当該地域においてしか知られていない史跡や自然が掲載されていることも多く、一般人が同ホームページに自ら積極的にアクセスしない限り把握できないものであるから、「浅間山」という漢字表記に対する一般人の抱いている観念を示す証拠とは必ずしもいえない。

(2) 他方、日常用語以外に専門用語も見出し語として多数収録し、最も普及していて一般人がアクセスしやすい辞書といえる「広辞苑（第6版）」（乙15の1）には、「浅間山」の項目では「長野・群馬両県にまたがる三重式の活火山」についてしか記載されておらず、他の同名の山に関する記載はない。なお、「日本地名辞典（第5版）」（乙15の2）においても同様であるし、

「百科事典マイペディア」，「知恵蔵2013」，「世界大百科事典第2版」などの一般的な辞典類においても同様とみられる（甲24）。

このことは、我が国に「浅間山」の名称を有する山が実際に多数あるとしても、長野県・群馬県境にある浅間山のみが圧倒的に著名であることを示すものであり、そうである以上、「浅間山」という漢字表記に接した一般人には、通常、長野県・群馬県境にある浅間山という観念しか生じないといえる。

新聞や本の記事やホームページにおいて、特段の注意書きなく、長野県・群馬県境にある浅間山を指して「浅間山」と表記されている例があるが（甲24，乙1ないし10〔枝番のあるものは枝番を含む。〕）。ただし、見出しや冒頭の表現において注意書きがないだけで、その後本文中に別途説明があるものも含む趣旨である。）），これは、「浅間山」とのみ記載すれば、長野県・群馬県境にある浅間山を指すと理解されることを前提とするものであって、上記認定と合致する。

(3) そして、長野県・群馬県境にある浅間山は、登山の名所として広く紹介されており、その周辺地は観光地となっており、同山を観光のシンボルとして利用している（乙11ないし14）。

4 本願商標の商標法3条1項3号該当性

観光地では各種の土産物や特産品が生産、販売されるが、その際、商品の種類にかかわらず、当地又は近隣の観光名所の名称を付して商品を生産、販売したり、当該観光名所ないしその近郊を商品ないし主原材料の産地として宣伝したりすることは、一般的に行われている。実際、長野県・群馬県境にある浅間山の山麓及び周辺地域で生産された商品等を提供、販売する飲食店や販売店は、当該商品等の販売や宣伝に当たって、商品ないし主原材料の産地を表すものとして「浅間山」の名称を使用している（乙16ないし21）。本願指定商品である地ビールやミネラルウォーター、その他の清涼飲料水についても、同様である（乙22ないし25）。そして、山岳名を使用して、その山麓や周辺地域の商品の販売や宣伝が行われているのは、群馬県吾妻郡嬭恋村と長野県北佐久郡軽井沢町・同郡御代田町にまたがる浅間山地域に限られない（乙26ないし37）。

そうすると、本願指定商品の種類、性質からして、その取引者、需要者は一般の消費者であると考えられるところ、これらの者が本願商標を付した商品に接した場合、長野県・群馬県境にある浅間山の周辺地域で製造された商品と認識するにとどまるというべきである。

他方、本願商標は「浅間山」の文字を標準文字により表してなるから、「普通の用いられる方法」で表示されている。

したがって、本願商標は、単に、商品の産地、販売地を表示するにすぎないことになるから、商標法3条1項3号に該当すると認められる。よって、審決の結論に誤りはない。

5 原告の主張に対する判断

(1) 原告は、「浅間山」という表記の山岳が複数存在するため、産地・販売地は特定できない旨主張する。

しかしながら、本願指定商品の取引者、需要者である一般の消費者が、本願商標を構成する漢字表記からは、長野県・群馬県境にある浅間山しか観念しないことは既に判示したとおりであり、理由がない。

また、原告は、「浅間山」は山岳名であって、産地又は販売地ではない旨主張する。

しかしながら、本願商標を構成する漢字表記から一定の範囲の山麓の地域が観念され、それが群馬県吾妻郡嬭恋村から長野県北佐久郡軽井沢町・同郡御代田町にわたるような、ある程度広範な地域であるとしても、散在しているわけではなく、まとまりを持った特定の地域を指すことに変わりない。また、当該山の風土、気候、生態等とも関連して、その麓や周辺地域で生産・販売される商品がある場合に、その内容や品質等に共通性を有するのは一般的なことである。したがって、これらの共通性を有するまとまりを持った地域を「産地」、「販売地」と評価することに支障はない。生鮮食品品質表示基準（甲26, 27）では、農産物について、産地を原則として都道府県単位でとらえていることがうかがわれるが、畜産物については原則として国単位、水産物は原則として水域単位というように、あらゆる食品の産地について、統一的な基準が設けられているわけではなく、生産された物の実態に即して基準が異なるから、必ず都道府県単位で考えなければならない根拠を示すものとはいえない。また、多様な商品を対象とする商標法3条1項3号該当性の判断に際しての産地・販売地の認定の場面で、消費者に対する生鮮農産物の安全のための基準と同じ基準を採らなければならない必然性もない。したがって、群馬県吾妻郡嬭恋村と長野県北佐久郡軽井沢町・同郡御代田町にまたがる浅間山の山麓の地域を「産地」、「販売地」といえるとする上記判断を左右しない。

(2) 原告は、「浅間山」の周辺地域における地ビールやミネラルウォーターの生産・販売に関する審決の認定事実は誤っている旨主張する。

確かに、「浅間山浪漫」という名称の地ビールが販売され（甲9）、同商品名は、麗人酒造株式会社が平成15年1月24日に商標を登録したが、平成25年1月24日にはその登録が抹消された（甲23）。

しかしながら、このことから、麗人酒造自身が将来的に再販売する可能性は低いといえるとしても、「浅間山」に関連した名称を付したビールが、一般の消費者によって、「浅間山」の周辺地域を産地とする商品であるという認識を持たれるものであることに変わりはない。

また、「浅間山鉄分湧水」という名称の水についても、平成19年度に御代田町商工会において試作されたもので、在庫がなくなり次第販売終了となっており（甲11）、既に現時点で販売の事実はないと推認される。

しかしながら、そうであるとしても、「浅間山」に関連した名称を付した水

が、一般の消費者によって、「浅間山」の周辺地域を産地とする商品であるという認識を持たれるものであることに変わりはない。

審決が、「奥軽井沢の天然水」（甲10）と上記2つの飲料に言及した趣旨は、観光地の名称を付して商品を販売することは一般的であるということに尽きるのであって、現時点で当該商品の販売が終了しているか否かという点などは、問題とならないというべきである。上記のような事実は、商標法3条1項3号該当性の判断に影響するものではない。

(3) 原告は、審決は、山岳名を標章とする登録例が多数存在する事実を無視するものとも主張する。

しかしながら、原告の指摘した登録例において、山麓、周辺における産業地域の有無、使用された文字の種類や商標法3条2項による例外事由の該当性は不明であり、原告の主張は、それらを具体的に明らかにしたものではないから、採用できない。

(4) 原告は、審決は、原告が、原告の保有する登録商標（第2462191号。「浅間山」を縦書きにし、丸ゴシックで表記したもの。以下「原告登録商標」という。指定商品第33類「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒」）を長年使用してきたという取引の実情を無視したものとも主張する。

しかしながら、本願商標は標準文字からなるものであり、仮に、原告登録商標がある程度周知であるとしても、そのことから当然に本願商標の自他商品識別力まで導き出すことはできない。そして、「k o t o b a n k」で「浅間山」を検索した結果としても、デジタル大辞泉プラスにしか、原告の製造する日本酒についての言及はないから（甲24）、原告登録商標の周知性を立証できているとはいい難い。また、「浅間山サイダー」は、原告の酒造観光センターのホームページ上で確認されるにすぎず（甲25）、一般人が同ホームページに自ら積極的にアクセスしない限り把握できないものであるし、その販売数や売上げについて何ら立証はないから、本願指定商品における本願商標の使用の著名性を認めることはできない。

(5) 原告の主張は、いずれも採用できない。

結 論

以上より、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 裁判所はまず、審決が引用した法3条1項3号の趣旨について、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りるというべきである。」（最高一小判昭和61年1月23日）を引用して説示する。

そして、審決時において、本願商標が指定商品の産地又は販売地として取引者、需要者間に認識されていなくても、指定商品に付したときにその産地又は販売地を表すものと認識される場合には、法3条1項3号に該当するものと解するのが相当である、と説示する。

すると、本願商標「浅間山」の場合は、このような要件に属することになるのかを裁判所は検討した結果、前記要件に属するものと結論づけたのである。

ただ「浅間山」という山名は日本全国に多数存在し、裁判所は8か所の「浅間山」を挙げているが、「広辞苑」（6版）においては長野と群馬の両県にまたがる浅間山しか紹介されていないという。

すると、本願商標を付した商品に接した取引者、需要者は、浅間山の周辺地域で製造された商品と認識するにとどまることから、法3条1項3号の規定に該当すると認定されたが、やむを得ないのだろうか。

しかしながら、逆に考えれば、「浅間山」という地名をビールの銘柄として採用した一企業の営業方針を良しと認め、先願主義の原則により一社が独占して使用するのを認めることの方が妥当なのではないだろうか。ビールの銘柄については、いろいろな選択肢があるのだから、たとえ地名的な名称であったとしても地ビールとして一社に独占させても支障はないといえるのではないか。

2. ところで、商標登録制度は、後発の便乗企業を排除するための最も重要な制度であり、競業者との競争に克つ企業としての大きな財産となるものであるから、公共の福祉（民法1条1項）に反する権利付与制度とはならない。

ただ本願商標の対象にあつては、「浅間山」というわが国で著名な山の名称であるから、その商標的使用を希望者には開放し、ビールの銘柄として自由に使用させるという政策をとる方が賢明であろう。

いずれにせよ、本件は地名商標の保護と使用について、いろいろ考えさせる問題を提示しているように思われる。

3. そこで、筆者は念のために、日本全国に存在する山岳の名称が、日本酒その他の酒類やビールについて登録されていないかどうか一寸調査したところ、次のとおり、沢山の山岳名が登録されていることが判明したのである。ここに挙げる登録例は、そのごく一部であり、更新済とあるは平成26年9月1日現在のことである。

(1) 「富士山」 旧第28類（日本酒，その他）

昭和60年10月 8日出願

昭和63年 5月26日登録

登録第2045059号（更新済）

牧野酒造合資会社（静岡県富士宮市）

(2) 「赤城山」 旧第38類（清酒）

昭和10年 2月20日出願

- 昭和10年10月15日登録
登録第269574号(更新済)
近藤酒造株式会社(群馬県みどり市)
- (3) 「麒麟山」 旧第38類(日本酒, その他)
昭和29年 9月11日出願
昭和30年 9月27日登録
登録第471137号(更新済)
麒麟山酒造株式会社(新潟県東蒲原郡)
- (4) 「谷川岳」 旧28類(日本酒, ビール, その他)
昭和38年10月17日出願
平成39年10月13日登録
登録第655548号-1(更新済)
永井酒造株式会社(群馬県利根郡)
登録第655548号-2(更新済)
群馬県卸酒販株式会社(群馬県前橋市)
- (5) 「磐梯山」 旧28類(酒類)
昭和38年12月 4日出願
昭和40年 6月11日登録
登録第678199号(更新済)
磐梯酒造株式会社(福島県耶麻郡)
- (6) 「妙義山」 旧28類(日本酒)
昭和57年 5月11日出願
昭和59年10月31日登録
登録第1724881号(更新済)
聖徳銘醸株式会社(群馬県甘楽郡)
- (7) 「剣岳」 旧28類(酒類)
昭和62年 4月 7日出願
平成 1年10月31日登録
登録第2180094号(更新済)
銀盤酒造株式会社(富山県黒部市)
- (8) 「榛名山」 旧28類(清酒, その他)
昭和62年 7月11日出願
平成 2年 3月27日登録
登録第2218883号(更新済)
牧野酒造株式会社(群馬県高崎市)
- (9) 「大雪山」 旧28類(日本酒)
昭和59年 4月 9日出願
昭和63年 6月24日登録
登録第2057623号

- 合同酒精株式会社（東京都中央区）
- (10) 「大雪山」 旧28類（ビール，その他）
昭和59年 2月13日出願
昭和61年 6月27日登録
登録第1874131号（更新済）
合同酒精株式会社（東京都中央区）
- (11) 「妙高山」 旧旧第38類（清酒）
大正 7年12月20日出願
大正 8年 3月 1日登録
登録第100891号（更新済）
妙高酒造株式会社（新潟県上越市）
- (12) 「妙高山」 第32類（ビール）
平成 6年 2月 8日出願
平成 8年12月25日
登録第3241044号（更新済）
盛田株式会社（名古屋市）
- (13) 「八海山+図形」 旧第28類（清酒）
昭和55年 3月15日出願
昭和58年12月26日登録
登録第1641993号（更新済）
八海醸造株式会社（新潟県南魚沼市）
- (14) 「八海山」 旧第28類（清酒）
昭和63年 7月30日出願
平成 3年 1月31日登録
登録第2297735号（更新済）
八海醸造株式会社（新潟県南魚沼市）
- (15) 「五頭山」 旧第28類（清酒）
昭和63年 1月18日出願
平成 2年 7月30日登録
登録第2252281号（更新済）
合資会社山田屋本店（新潟県三条市）
- (16) 「霧島」 旧旧第38類（焼酎，その他）
昭和 7年12月22日出願
昭和 8年 8月14日登録
登録第245563号（更新済）
霧島酒造株式会社（宮崎県都城市）
- (17) 「雲仙」 旧第28類（酒類）
昭和50年 2月14日出願
昭和54年 9月28日登録

- 登録第1394084号（更新済）
株式会社杵の川（長崎県諫早市）
- (18) 「駒ヶ岳」 第33類（日本酒，その他）
平成24年 1月23日出願
平成25年 8月 2日登録
登録第5603649号
本坊酒造株式会社（鹿児島市）
- (19) 「五十嵐川」 旧第28類（酒類）
昭和61年10月20日出願
平成 1年 2月21日登録
登録第2111504号（更新済）
福顔酒造株式会社（新潟県三条市）
- (20) 「阿賀野川」 旧第28類（酒類）
昭和63年 1月18日出願
平成 2年 7月30日登録
登録第2252280号（更新済）
合資会社山田屋本店（新潟県三条市）
- (21) 「信濃川」 旧第38類（清酒）
大正9年 8月31日出願
大正9年11月19日登録
登録第122390号
吉乃川株式会社（新潟県長岡市）
- (22) 「吉乃川」 旧第28類（ビール，日本酒，その他）
昭和62年10月26日出願
平成 2年 5月31日登録
登録第2234038号（更新済）
吉乃川株式会社（新潟県長岡市）

4. この中には、文字標章にととしては同一でも、指定商品の「清酒」と「ビール」については、それぞれ別会社が商標権者となっている場合がある（(11)対(12)）し、同一会社が商標権者となっている場合もあり（(9)対(10)）、また日本の北海道や新潟県や長野県などにある「駒ヶ岳」の名称については、日本酒について鹿児島市の会社だけが有しているが、鹿児島県に駒ヶ岳は存在するのかは不明である。

5. また、川の地名についても4つの川名を挙げたが、川の所在地とは関係のない地域を離れているものもある。上記(22)「吉乃川」は「吉野川」という表示ではないけれども、川名としては徳島県を流れる大川である。

6. 以上の商標登録例を参照して考えると、本願商標「浅間山」が登録できないとすることは、「商標法3条1項3号の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」（民訴法318条1項）に該当するものといえるから、上告受理の申立ての理由となると解されるのである。

7. 筆者は、10月4日(土)に、愛用している清酒のワンカップを買うために、東京駅の地下売店へ行ったところ、「八海山」と並んで「浅間山」の小壺が陳列されているのが目に入ったので買った。ここに写真入りで紹介することにする。前記(13)八海山のラベルには「登録商標」の表示があるが、「浅間山」にはその表示はない。すると、本件商標と同様、ビールのみならず、清酒についてもまだ登録はないのだろう。(2014年10月6日追記)

(1)



(2)



[牛木 理一]